

平成29年 3月24日 招集

平成29年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
平成29年3月24日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市教育委員会における平成29年4月1日付け機構改革に伴う任命の臨時措置に関する規程の制定について）	1
第4	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について （平成29年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用について）	4
第5	承認第6号	臨時代理による事務処理の承認について （平成29年度門真市立学校管理職人事について）	6
第6	承認第7号	臨時代理による事務処理の承認について （平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について）	9
第7	議案第12号	門真市教育委員会公印規則等の一部改正について	11
第8	議案第13号	門真市民文化会館条例施行規則等の廃止について	32
第9	議案第14号	門真市教育委員会文書管理規程等の一部改正について	34
第10	議案第15号	門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について	40
第11	議案第16号	門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について	42
第12		諸報告	45

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会における平成29年4月1日付け機構改革に伴う任命の臨時措置に関する規程の制定について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会における平成29年4月1日付け機構改革に伴う任命の臨時措置に関する規程の制定に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市教育委員会における平成29年4月1日付け機構改革に伴う任命の
臨時措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成29年4月1日付け機構改革に伴う任命の臨時措置に関し、
必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 平成29年3月31日現在、別表の第1欄に掲げる部又は課等に勤務している者
で、別に辞令を交付されないもの又は人事発令のないものは、同年4月1日付けで、
それぞれ同表の第2欄に掲げる部又は課等の勤務を命じられたものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

第 1 欄		第 2 欄	
部	課等	部	課等
学校教育部	教育総務課	教育部	教育総務課
	学校教育課		学校教育課
生涯学習部	図書館		図書館

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成29年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成29年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第6号

臨時代理による事務処理の承認について (平成29年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成29年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第7号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
教育費	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	千円 4,461

議案第12号

門真市教育委員会公印規則等の一部改正について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会公印規則(昭和43年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印台帳)</p> <p>第4条 <u>教育部教育総務課長</u>は、公印台帳(様式第1号)を整備し、全ての公印を登録しなければならない。</p>	<p>(公印台帳)</p> <p>第4条 <u>学校教育部教育総務課長</u>は、公印台帳(様式第1号)を整備し、全ての公印を登録しなければならない。</p>
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により、公印取扱責任者を定め、又は変更したときは、直ちにその職名及び氏名を<u>教育部教育総務課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により、公印取扱責任者を定め、又は変更したときは、直ちにその職名及び氏名を<u>学校教育部教育総務課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>3～4 略</p>
<p>(公印の調製等)</p> <p>第7条 公印を調製し、又は改刻するときは、<u>教育部教育総務課長</u>と合議のうえ、教育長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>(公印の調製等)</p> <p>第7条 公印を調製し、又は改刻するときは、<u>学校教育部教育総務課長</u>と合議のうえ、教育長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(公印の事故届)</p> <p>第8条 保管者は、公印に紛失、盗難その他の事故があつたときは、速やかに、公印事故届(様式第3号)を<u>教育部教育総務課長</u>を経て教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(公印の事故届)</p> <p>第8条 保管者は、公印に紛失、盗難その他の事故があつたときは、速やかに、公印事故届(様式第3号)を<u>学校教育部教育総務課長</u>を経て教育長に提出しなければならない。</p>
<p>(公印の印刷)</p> <p>第9条 事務処理の便宜上、必要のあるときは、<u>教育部教育総務課長</u>と合議のうえ、教育長の決裁を受け、公印の印影を印刷することができる。</p>	<p>(公印の印刷)</p> <p>第9条 事務処理の便宜上、必要のあるときは、<u>学校教育部教育総務課長</u>と合議のうえ、教育長の決裁を受け、公印の印影を印刷することができる。</p>
<p>(電子公印による押印)</p> <p>第10条</p>	<p>(電子公印による押印)</p> <p>第10条</p>

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 前項の規定により電子公印を使用しようとする課の長は、電子公印使用承認願（様式第4号）により、<u>教育部教育総務課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">（公印の廃止）</p> <p>第11条 保管者は、公印を磨滅、毀損、改刻その他の理由により、廃止するときは、当該公印に公印廃止届（様式第5号）を添えて<u>教育部教育総務課長</u>と合議のうえ、<u>教育長</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により廃止した公印は、<u>教育部教育総務課長</u>において5年間保存した後、<u>教育長</u>の決裁を受けて焼却その他の方法により、処分しなければならない。</p>	<p>1 略</p> <p>2 前項の規定により電子公印を使用しようとする課の長は、電子公印使用承認願（様式第4号）により、<u>学校教育部教育総務課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">（公印の廃止）</p> <p>第11条 保管者は、公印を磨滅、毀損、改刻その他の理由により、廃止するときは、当該公印に公印廃止届（様式第5号）を添えて<u>学校教育部教育総務課長</u>と合議のうえ、<u>教育長</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により廃止した公印は、<u>学校教育部教育総務課長</u>において5年間保存した後、<u>教育長</u>の決裁を受けて焼却その他の方法により、処分しなければならない。</p>

別表第1（第3条関係）

番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者
1	大阪府門真市教育委員会印	てん書	方24	水牛	1	一般文書用	教育部教育総務課長
1	大阪府門真市教育委員会之印	てん書	方21	つげ	1	一般文書（電子公印の押印の承認を受けた文書に限る。）用	教育部教育総務課長
略							
3	大阪府門真市教育委員会印	れい書	方21	つげ	1	教育部社会教育課の所管に属する許可書用	教育部社会教育課長

別表第1（第3条関係）

番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者
1	大阪府門真市教育委員会印	てん書	方24	水牛	1	一般文書用	学校教育部教育総務課長
1	大阪府門真市教育委員会之印	てん書	方21	つげ	1	一般文書（電子公印の押印の承認を受けた文書に限る。）用	学校教育部教育総務課長
略							
3	大阪府門真市教育委員会印	れい書	方21	つげ	1	生涯学習部スポーツ振興課の所管に属する許可書用	生涯学習部スポーツ振興課長
3	大阪府門真市教育委員会印	れい書	方21	つげ	1	生涯学習部	生涯学習部

改正後								改正前							
4	大阪府門真市教育委員会教育長印	てん書	方24	水牛	1	一般文書用	教育部 教育総務課長	4	大阪府門真市教育委員会教育長印	てん書	方24	水牛	1	一般文書用	学校教育部教育総務課長
5	大阪府門真市教育委員会教育長職務代理者印	てん書	方20	つげ	1	教育長職務代理者名をもつてする一般文書用	教育部 教育総務課長	5	大阪府門真市教育委員会教育長職務代理者印	てん書	方20	つげ	1	教育長職務代理者名をもつてする一般文書用	学校教育部教育総務課長
5	大阪府門真市教育委員会事務局教育部長之印	れい書	方18	つげ	1	教育部長名をもつてする一般文書用	教育部 教育総務課長	5	大阪府門真市教育委員会事務局学校教育部長之印	れい書	方18	つげ	1	学校教育部長名をもつてする一般文書用	学校教育部教育総務課長
3								大阪府門真市教育委員会事務局生涯学習部長之印	れい書	方18	つげ	1	生涯学習部長名をもつてする一般文書用	生涯学習部	
5	大阪府門真市教育委員会事務局子ども未来部長之印	れい書	方18	つげ	1	子ども未来部長名をもつてする一般文書用	子ども未来部	5	大阪府門真市教育委員会事務局子ども未来部長之印	れい書	方18	つげ	1	子ども未来部長名をもつてする一般文書用	子ども未来部
4								大阪府門真市教育委員会事務局子ども未来部長之印	れい書	方18	つげ	1	子ども未来部長名をもつてする一般文書用	子ども未来部	

略

略

改正後				改正前			
	10	門真市	れ方21	つ1	上野口保育	上野口	
	—	立上野い		げ	園名をもつ	保育園	
	3	口保育書			てする文書	長	
		園之印			用		
	10	門真市	れ方21	つ1	浜町保育園	浜町保	
	—	立浜町い		げ	名をもつて	育園長	
	4	保育園書			する文書	用	
		之印					
	10	門真市	れ方21	つ1	南保育園名	南保育	
	—	立南保い		げ	をもつてす	園長	
5	育園之書			る文書	用		
	印						
} 略							
13	門真市	れ方21	つ1	上野口保育	上野口		
—	立上野い		げ	園長名をも	保育園		
3	口保育書			つてする文	長		
	園長之			書	用		
	印						
13	門真市	れ方21	つ1	浜町保育園	浜町保		
—	立浜町い		げ	長名をもつ	育園長		
4	保育園書			てする文書			
	長之印			用			
13	門真市	れ方21	つ1	南保育園長	南保育		
—	立南保い		げ	名をもつて	園長		
5	育園長書			する文書	用		
	之印						
} 略							

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
		} 略
5-2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 之 印 </div>	大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 之 印

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
		} 略
3-2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 印 </div>	大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 印
		} 略
5-2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 部 長 之 印 </div>	大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 部 長 之 印

改正後	改正前		
	5-3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 部 部 長 之 印 </div>	大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 部 長 之 印
	5-4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 こ ど も 未 来 部 部 長 之 印 </div>	大 阪 府 門 真 市 教 育 委 員 会 事 務 局 こ ど も 未 来 部 長 之 印
) 略			
	10-3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 門 真 市 立 上 野 口 保 立 育 園 之 印 </div>	門 真 市 立 上 野 口 保 育 園 之 印
) 略	10-4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 門 真 市 立 浜 町 保 立 育 園 之 印 </div>	門 真 市 立 浜 町 保 育 園 之 印
	10-5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 門 真 市 立 南 保 立 育 園 之 印 </div>	門 真 市 立 南 保 育 園 之 印
) 略			
	13-3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 門 真 市 立 上 野 口 保 立 育 園 長 之 印 </div>	門 真 市 立 上 野 口 保 育 園 長 之 印
	13-4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 門 真 市 立 浜 町 保 立 育 園 長 之 印 </div>	門 真 市 立 浜 町 保 育 園 長 之 印
	13-5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 門 真 市 立 南 保 立 育 園 長 之 印 </div>	門 真 市 立 南 保 育 園 長 之 印

改正後	改正前
	く 略

様式第4号 (第10条関係)

電子公印使用承認願

略

教育部教育総務課長 様

略

改正前

様式第4号 (第10条関係)

電子公印使用承認願

略

学校教育部教育総務課長 様

略

(門真市立小・中学校教職員被服貸与規則の一部改正)

第2条 門真市立小・中学校教職員被服貸与規則(昭和48年門真市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還手続)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により貸与被服の返還を受けた取扱責任者は、速やかに、学校長を経て、<u>門真市教育委員会事務局教育部学校教育課長</u>(以下「学校教育課長」という。)に対し、被服返還届(様式第1号)により当該貸与被服を返還しなければならない。</p>	<p>(返還手続)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により貸与被服の返還を受けた取扱責任者は、速やかに、学校長を経て、<u>門真市教育委員会事務局学校教育課長</u>(以下「学校教育課長」という。)に対し、被服返還届(様式第1号)により当該貸与被服を返還しなければならない。</p>

改正後

様式第1号 (第7条関係)

被服返還届

略

上記のとおり門真市立小・中学校教職員被服貸与規則第7条により現品を添え返還します。

年 月 日

門真市教育委員会事務局教育部学校教育課長 様

取扱責任者 (氏 名) 印

略

改正前

様式第1号（第7条関係）

被服返還届

略

上記のとおり門真市立小・中学校教職員被服貸与規則第7条により現品を添え返還します。

年 月 日

門真市教育委員会事務局学校教育課長殿

取扱責任者（氏 名）[㊞]

略

改正後

様式第2号 (第8条関係)

被服亡失汚損届

略

上記のとおり門真市立小・中学校教職員被服貸与規則第8条により報告します。

年 月 日

門真市教育委員会事務局教育部学校教育課長 様

取扱責任者 (氏 名) 印

略

改正前

様式第2号（第8条関係）

被服亡失汚損届

略

上記のとおり門真市立小・中学校教職員被服貸与規則第8条により報告します。

年 月 日

門真市教育委員会事務局学校教育課長殿

取扱責任者（氏 名）印

略

(門真市教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 門真市教育委員会会議規則(昭和54年門真市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(関係者等の出席)	(事務局職員の出席)
第21条	第21条
1 略	1 略
2 教育長が必要と認めたときは、事件に関	
係ある者を出席させることができる。	

(門真市奨学条例施行規則の一部改正)

第4条 門真市奨学条例施行規則(平成5年門真市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(奨学生選考委員会)	(奨学生選考委員会)
第4条	第4条
1 略	1 略
2 委員長は門真市教育委員会事務局(以下	2 委員長は門真市教育委員会事務局(以下
「事務局」という。)教育部長の職にある	「事務局」という。)学校教育部長の職に
者とし、副委員長は委員の中から委員長が	ある者とし、副委員長は委員の中から委員
指名する者とする。	長が指名する者とする。
3～4 略	3～4 略
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
第5条	第5条
1～2 略	1～2 略
3 選考委員会の庶務は、事務局教育部学校	3 選考委員会の庶務は、事務局学校教育部
教育課において行う。	学校教育課において行う。

(門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正)

第5条 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置)	(職の設置)
第3条	第3条
1～2 略	1～2 略
3 特定の事務を処理させるため <u>その他必要</u>	3 特定の事務を処理させるため <u> </u> 必要
があるときは、部に管理監、技監、教育監、	があるときは、部に管理監、技監、教育監、

改正後	改正前
総括参事、参事、副参事、上席主査及び主査（前項に規定する主査を除く。この項において同じ。）を、課に参事、副参事、上席主査及び主査を置くことができる。	総括参事、参事、副参事、上席主査及び主査（前項に規定する主査を除く。この項において同じ。）を、課に参事、副参事、上席主査及び主査を置くことができる。

（門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正）

第6条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職の設置）</p> <p>第3条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 特定の事務を処理させるため<u>その他必要</u>があるときは、門真市立図書館及び門真市立幼稚園に参事、副参事、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、その他の教育機関に副参事、上席主査及び主査を置くことができる。</p>	<p>（職の設置）</p> <p>第3条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 特定の事務を処理させるため_____必要があるときは、門真市立図書館及び門真市立幼稚園に参事、副参事、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、その他の教育機関に副参事、上席主査及び主査を置くことができる。</p>

（門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正）

第7条 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>（会議）</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、<u>門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会</u>及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第2条—第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>組織</th> <th>委員の</th> <th>委員の構成</th> <th>委員の任期</th> <th>庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>の</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	組織	委員の	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関			の				<p>（会議）</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、<u>門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会</u>及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第2条—第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>組織</th> <th>委員の</th> <th>委員の構成</th> <th>委員の任期</th> <th>庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>の</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	組織	委員の	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関			の			
名称	組織	委員の	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関																				
		の																							
名称	組織	委員の	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関																				
		の																							

改正後					改正前						
		定数					定数				
門真市 学校適 正配置 審議会	会長 副会 長 以 内	20人	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 学校関係者	2年	教育 部 教 育 総 務 課	門真市 学校適 正配置 審議会	会長 副会 長 以 内	20人	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 学校関係者	2年	学 校 教 育 部 教 育 総 務 課
門真市 教育委 員会 検・評 価検討 委員会	委員 長 副委 員 長 以 内	3人	学識経験者	委嘱又は任命の日から当該報告書の作成を終了する時まで	教育 部 教 育 総 務 課	門真市 教育委 員会 検・評 価検討 委員会	委員 長 副委 員 長 以 内	3人	(1) 学識経験者	委嘱又は任命の日から当該報告書の作成を終了する時まで	学 校 教 育 部 教 育 総 務 課
門真市 英語教 育活動 事業派 遣事業 者選定 委員会	委員 長 副委 員 長 以 内	6人	(1) 学識経験者 (2) 門真市立 学校長 (3) 本市の職員	1年	教 育 部 学 校 教 育 課	門真市 英語教 育活動 事業委 託事業 者選定 委員会	委員 長 副委 員 長 以 内	6人	(1) 学識経験者 (2) 門真市立 学校長 (3) 本市の職員	1年	学 校 教 育 部 学 校 教 育 課
門真市 幼児教 育振興 検討委 員会	委員 長 副委 員 長 以 内	15人	(1) 学識経験者 (2) 関係者の代表 (3) 市民の代表	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	こ ども 部 保 育 幼 稚 園 課	門真市 幼児教 育振興 検討委 員会	委員 長 副委 員 長 以 内	15人	(1) 学識経験者 (2) 関係者の代表 (3) 市民の代表	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	こ ども 未 来 部 保 育 幼 稚 園 課
門真市 立義務 教育諸 学校教 科用図 書選定 委員会	委員 長 副委 員 長 以 内	7人	(1) 門真市立 義務教育諸 学校の校長 (2) 関係者の代表 (3) 本市の職員	1年	教 育 部 学 校 教 育 課	門真市 立義務 教育諸 学校教 科用図 書選定 委員会	委員 長 副委 員 長 以 内	7人	(1) 門真市立 義務教育諸 学校の校長 (2) 関係者の代表 (3) 本市の職員	1年	学 校 教 育 部 学 校 教 育 課
門真市	委員	10人	(1) 学識経験者	委嘱の	教 育	門真市	委員	10人	(1) 学識経験者	委嘱の	生 涯

改正後					改正前						
生涯学 習推進 基本計 画策定 委員会	長 副委 員長	人 以 内	者 (2) 文化団 体を代表 する者 (3) 体育団 体を代表 する者 (4) 門真市 立図書館 協議会を 代表する 者 (5) 門真市 立公民館 運営審議 会を代表 する者 (6) 門真市 社会教育 委員を代 表する者 (7) 門真市 スポーツ 推進委員 を代表す る者	日 から 当該諮 問に係 る答申 が終了 する時 まで	社 会 教 育 課	生涯学 習推進 基本計 画策定 委員会	長 副委 員長	人 以 内	者 (2) 文化団 体を代表 する者 (3) 体育団 体を代表 する者 (4) 門真市 立図書館 協議会を 代表する 者 (5) 門真市 立公民館 運営審議 会を代表 する者 (6) 門真市 社会教育 委員を代 表する者 (7) 門真市 スポーツ 推進委員 を代表す る者	日 から 当該諮 問に係 る答申 が終了 する時 まで	学 習 部 生 涯学 習課
門真市 中学生 海外派 遣研修 事業委 託事業 者選定 委員会	委員 長 副委 員長	7 人 以 内	(1) 学識経 験者 (2) 本市の 職員	2年	教 育 部 社 会 教 育 課	門真市 中学生 海外派 遣研修 事業委 託事業 者選定 委員会	委員 長 副委 員長	7 人 以 内	(1) 学識経 験者 (2) 本市の 職員	2年	生 涯 学 習 部 生 涯学 習課
門真市 めざせ 世界へ はばた け事業 推進委 員会	委員 長 副委 員長	8 人 以 内	(1) 学識経 験者 (2) 本市の 職員	2年	教 育 部 社 会 教 育 課	門真市 めざせ 世界へ はばた け事業 推進委 員会	委員 長 副委 員長	8 人 以 内	(1) 学識経 験者 (2) 本市の 職員	2年	生 涯 学 習 部 生 涯学 習課
	委員 長 副委 員	20 人 以 内	(1) 学識経 験者 (2) 医療団 体	2年		門真市 子ども も・子	委員 長 副委 員	20 人 以 内	(1) 学識経 験者 (2) 医療団 体	2年	こ ども 未 来部

改正後					改正前				
					育て会 議	員長内	を代表する者 (3) 地域福祉 団体等を代 表する者 (4) 市民団体 を代表する 者 (5) 保護者の 代表 (6) 事業者を 代表する者 (7) 労働者を 代表する者 (8) 子育て関 係事業の実 施に関係の ある者 (9) 市民の代 表 (10) 関係行政 機関の職員		こども政 策課
					門真市 立放課 後児童 クラブ 運営事 業委託 事業者 選定委 員会	委員6 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 市民団体 を代表する 者 (3) 門真市立 学校長 (4) 本市の職 員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 委託事 業者の 選定を 終了す る時ま で	こども未 来部 子育て支 援課
門真市 子ども 読書活 動推進 計画審 議会	委員 長 副委 員長 内	8 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 門真市P TA協議会 を代表する 者 (3) 門真市社 会教育委員 を代表する	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申が終 了する 時まで	教育 部 図書 館				
門真市 子ども 読書活 動推進 計画審 議会	委員 長 副委 員長 内	8 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 門真市P TA協議会 を代表する 者 (3) 門真市社 会教育委員 を代表する	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申が終 了する 時まで	教育 部 図書 館				生涯 学習 部 図書 館

改正後					改正前						
			者 (4) 門真市立 図書館協議 会を代表す る者 (5) 本市の職 員				者 (4) 門真市 図書館協議 会を代表す る者 (5) 本市の職 員				
門真市 教育振 興基本 計画策 定委員 会	委員 長 副委 員長 内	13 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 保護者の 代表 (3) 門真市立 学校長 (4) 門真市立 学校教員 (5) 本市の職 員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申を終 了する 時まで	教育 部教 育総 務課	門真市 教育振 興基本 計画策 定委員 会	委員 長 副委 員長 内	13 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 保護者の 代表 (3) 門真市立 学校長 (4) 門真市立 学校教員 (5) 本市の職 員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申を終 了する 時まで	学校 教育 部教 育総 務課
(仮 称) 門 真市立 生涯学 習複合 施設設 計業務 委託事 業者選 定委員 会	委員 長 副委 員長 内	5 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 本市の職 員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 委託事 業者の 選定を 終了す る時ま で	教育 部社 会教 育課	(仮 称) 門 真市立 生涯学 習複合 施設設 計業務 委託事 業者選 定委員 会	委員 長 副委 員長 内	5 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 本市の職 員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 委託事 業者の 選定を 終了す る時ま で	生涯 学習 部生 涯学 習課
門真市 魅力あ る教育 づくり 審議会	会長 副会 員長 内	11 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 市民の代 表 (3) 門真市立 学校長 (4) 門真市立 学校教員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申を終 了する 時まで	教育 部教 育総 務課	門真市 魅力あ る教育 づくり 審議会	会長 副会 員長 内	11 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 市民の代 表 (3) 門真市立 学校長 (4) 門真市立 学校教員	委嘱又 は任命 の日か ら当該 諮問に 係る答 申を終 了する 時まで	学校 教育 部教 育総 務課
門真市 児童福 祉審議 会	委員 長 副委 員長 内	8 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 児童福祉 事業に従事	2年		門真市 児童福 祉審議 会	委員 長 副委 員長 内	8 人 以 内	(1) 学識経験 者 (2) 児童福祉 事業に従事	2年	こど も未 来部 こど

改正後					改正前				
								する者	も 政 策 課
備考 この表において「こども部保育幼稚園課」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により置かれた直近下位の内部組織とする。									

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第13号

門真市民文化会館条例施行規則等の廃止について

門真市民文化会館条例施行規則（平成23年門真市教育委員会規則第5号）等を次のように廃止するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、教育委員会規則の廃止を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市民文化会館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 門真市民文化会館条例施行規則（平成23年門真市教育委員会規則第5号）
- (2) 門真市立市民交流会館条例施行規則（平成23年門真市教育委員会規則第6号）
- (3) 門真市文化芸術振興審議会規則（平成23年門真市教育委員会規則第7号）
- (4) 門真市立保育所条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第5号）
- (5) 門真市立保育所延長保育実施規則（平成26年門真市教育委員会規則第6号）
- (6) 門真市立放課後児童クラブ条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第8号）
- (7) 門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第13号）
- (8) 門真市教育・保育施設等の利用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第14号）
- (9) 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則（平成27年門真市教育委員会規則第1号）
- (10) 門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年門真市教育委員会規則第2号）
- (11) 門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成27年門真市教育委員会規則第6号）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第14号

門真市教育委員会文書管理規程等の一部改正について

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会文書管理規程等の一部を改正する規程

(門真市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第1条 門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
(用語の定義)			(用語の定義)				
第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				
(1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）第2条の表に掲げる課及び門真市立図書館			(1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）第2条の表に掲げる課、 <u>門真市立図書館及び門真市立こども発達支援センター</u>				
(2) 文書担当課長 <u>教育部教育総務課長</u>			(2) 文書担当課長 <u>学校教育部教育総務課長</u>				
(3) 略			(3) 略				
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）				
種類	使用区分	文書記号	種類	使用区分	文書記号		
〃 略			〃 略				
上記以外の	教	教育総務課	門教総	上記以外の	学	教育総務課	門教総
文書	育	学校教育課	門教学	文書	校	学校教育課	門教学
	部				教		
					育		
					部		
					生	生涯学習課	門教生
					涯	スポーツ振	門教ス
					学	興課	
					習	門真市立	門教
					部	図書館	門教
					こ	こども政策	門教政
					ど	課	
					も	子育て支援	門教子
					未	課	
					来	保育幼稚園	門教保
					部	課	
						門真市立こ	門教こ
						ども発達支	

改正後				改正前			
					援センター		
備考 略				備考 略			

(門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程の一部改正)

第2条 門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程（平成18年門真市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(グループの編成の手続)	(グループの編成の手続)
第6条	第6条
1 略	1 略
2 課長は、グループの編成を行ったときは、構成員の事務分担等を <u>教育部教育総務課長</u> へ報告しなければならない。	2 課長は、グループの編成を行ったときは、構成員の事務分担等を <u>学校教育部教育総務課長</u> へ報告しなければならない。
3 課長は、グループの数及び名称を変更しようとするときは、あらかじめ <u>教育部教育総務課長</u> と協議しなければならない。	3 課長は、グループの数及び名称を変更しようとするときは、あらかじめ <u>学校教育部教育総務課長</u> と協議しなければならない。

(門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正)

第3条 門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(14) 略	(1)～(14) 略
(15) スタッフ職 規則第3条第3項に規定する管理監、技監、教育監、総括参事、参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の <u>事務等</u> の処理を命じられた係員をいう。	(15) スタッフ職 規則第3条第3項に規定する管理監、技監、教育監、総括参事、参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の <u>事務</u> の処理を命じられた係員をいう。
(職務)	(職務)
第4条	第4条
1～5 略	1～5 略
6 スタッフ職は、所属上司の命を受けて特定の <u>事務等</u> を処理する。	6 スタッフ職は、所属上司の命を受けて特定の <u>事務</u> を処理する。
第19条 略	第19条 略

改正後	改正前																																
(補助執行させた場合の専決等) 第20条 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させた場合における当該事務の処理については、この規程の定めるところにより行うものとする。 2 前項の場合において、当該事務の処理に係る専決、代決、決定、代理決定及び合議については、この規程の規定中次の表の左欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同表の右欄に掲げる者に関する規定として適用する。この場合において、右欄に掲げる者が置かれていないときの当該職の専決事項は、その上位の職にある専決者が専決する。																																	
<table border="1"><tr><td>部長</td><td>こども部長</td></tr><tr><td>次長</td><td>こども部次長</td></tr><tr><td>課長</td><td>こども部こども政策課長 こども部保育幼稚園課長</td></tr><tr><td>課長補佐</td><td>こども部こども政策課長補佐 こども部保育幼稚園課長補佐</td></tr><tr><td>主任</td><td>こども部こども政策課主任 こども部保育幼稚園課主任</td></tr></table>	部長	こども部長	次長	こども部次長	課長	こども部こども政策課長 こども部保育幼稚園課長	課長補佐	こども部こども政策課長補佐 こども部保育幼稚園課長補佐	主任	こども部こども政策課主任 こども部保育幼稚園課主任	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>																						
部長	こども部長																																
次長	こども部次長																																
課長	こども部こども政策課長 こども部保育幼稚園課長																																
課長補佐	こども部こども政策課長補佐 こども部保育幼稚園課長補佐																																
主任	こども部こども政策課主任 こども部保育幼稚園課主任																																

(門真市教育機関等事務処理規程の一部改正)

第4条 門真市教育機関等事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について教育次長、部長、次長、課長、教育機関等の長(門真市立幼稚園の園長を除く。第4号及び第6号において同じ。)又は	(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について教育次長、部長、次長、課長、教育機関等の長(門真市立幼稚園の園長及び門真市立保育園の園長を除く。第4号及び

改正後	改正前
<p>図書館長代理に、常時意思決定させることをいう。</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(13) 園長 規則別表第1に掲げる門真市立幼稚園の園長をいう。</p> <p>(14) 園長代理 規則第3条第2項の門真市立幼稚園の園長代理をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) スタッフ職 規則第3条第4項に規定する参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の<u>事務等</u>の処理を命じられた係員をいう。</p>	<p>第6号において同じ。)又は図書館長代理に、常時意思決定させることをいう。</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(13) 園長 規則別表第1に掲げる門真市立幼稚園の園長及び門真市立<u>保育園</u>の園長をいう。</p> <p>(14) 園長代理 規則第3条第2項の門真市立幼稚園の園長代理及び規則第3条第3項の門真市立<u>保育園</u>の園長代理をいう。</p> <p>(15) <u>センター長</u> 規則別表第1に掲げる門真市立<u>こども発達支援センター</u>のセンター長をいう。</p> <p>(16) <u>センター長補佐</u> 規則第3条第2項の門真市立<u>こども発達支援センター</u>のセンター長補佐をいう。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) スタッフ職 規則第3条第4項に規定する参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の<u>事務</u>の処理を命じられた係員をいう。</p>
(職務)	(職務)
第4条	第4条
1 略	1 略
2 図書館長代理及び園長代理は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	2 図書館長代理、園長代理及び <u>センター長補佐</u> は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3 主任は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、自らも当該事務を処理する。	3 主任及び主任 <u>保育士</u> は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、自らも当該事務を処理する。
4 略	4 略
5 スタッフ職は、所属上司の命を受けて特定の <u>事務等</u> を処理する。	5 スタッフ職は、所属上司の命を受けて特定の <u>事務</u> を処理する。
(教育機関等の事務に係る専決)	(教育機関等の事務に係る専決)
第5条 教育機関等(門真市立幼稚園を除く。)の専決事項については、門真市教育委員会事務局事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第3号)第5条、第6条	第5条 教育機関等(門真市立幼稚園及び門真市立 <u>保育園</u> を除く。)の専決事項については、門真市教育委員会事務局事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第3号)

改正後	改正前
<p>及び別表の規定を適用する。この場合において、同規程第6条及び別表中「課長」とあるのは「図書館長」と、「課長補佐」とあるのは「図書館長以外の教育機関等の長、図書館長代理（図書館長代理が置かれていない場合にあつては、図書館長）」とする。</p>	<p>第5条、第6条及び別表の規定を適用する。この場合において、同規程第6条及び別表中「課長」とあるのは「<u>図書館長及びセンター長</u>」と、「課長補佐」とあるのは「<u>図書館長以外の教育機関等の長、図書館長代理（図書館長代理が置かれていない場合にあつては、図書館長）及びセンター長補佐</u>」とする。</p>
<p>2 門真市立幼稚園の事務に係る専決事項（人事に関する事項に限る。）は、門真市教育委員会事務局事務処理規程別表第1号の規定を適用する。この場合において、同規程別表第1号中「課長」とあるのは「園長」と、「課長補佐」とあるのは「園長代理」とする。</p>	<p>2 門真市立幼稚園及び門真市立保育園の事務に係る専決事項（人事に関する事項に限る。）は、門真市教育委員会事務局事務処理規程別表第1号の規定を適用する。この場合において、同規程別表第1号中「課長」とあるのは「園長」と、「課長補佐」とあるのは「園長代理」と、「主任」とあるのは「<u>主任保育士</u>」とする。</p>
<p>(代決)</p>	<p>(代決)</p>
<p>第6条</p>	<p>第6条</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 園長が専決する事項について、園長が不在であるときは、園長代理が代決する。</p>	<p>_____</p>
<p>3 略</p>	<p>2 略</p>
<p>4 図書館長代理が専決する事項について、図書館長代理が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p>	<p>3 <u>図書館長代理又はセンター長補佐</u>が専決する事項について、<u>図書館長代理又はセンター長補佐</u>が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p>
<p>5 略</p>	<p>4 略</p>
<p>6 略</p>	<p>5 略</p>

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

議案第15号

門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について

門真市学校プール運営委員会細則（昭和42年教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市学校プール運営委員会細則の一部を改正する細則

門真市学校プール運営委員会細則（昭和42年教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 運営委員会の委員は、次の職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育部学校教育課長及び社会教育課長並びに指導主事</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>第2条 運営委員会の委員は、次の職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育部学校教育課長、生涯学習部生涯学習課長及び指導主事</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第16号

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正に
ついて

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則
第4号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則第4条に規定する優先使用対象大会等に他市又は他市の団体と実施する大会等の規定を、第5条に優先使用対象団体に関する規定を追加することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部を改正する規則

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(優先使用対象大会等)</p> <p>第4条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項各号に掲げる大会等は、参加者の半数以上が市民又は市内チームである大会等とする。<u>ただし、次に掲げる大会等は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>他市又は他市の団体と輪番制により、実施している大会等又はこれに準ずるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、他市又は他市の団体との交流により、技術力の研鑽<small>さん</small>を図ることを目的とする大会等であると委員会が認めるもの（過去1年以内に当該目的とする大会等に係る優先使用の許可を受けていない団体が主催する大会等に限る。）</u></p>	<p>(優先使用対象大会等)</p> <p>第4条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項各号に掲げる大会等は、参加者の半数以上が市民又は市内チームである大会等とする。<u>ただし、他市又は他市の団体と協力して実施する大会等は、この限りでない。</u></p>
<p>(優先使用対象団体)</p> <p>第5条 <u>優先使用の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。</u></p> <p>(1) <u>委員会が別に定める手続により、社会教育関係団体として委員会に登録している団体</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、年度ごとに次に掲げる書類を委員会に提出した団体</u></p> <p>ア <u>規約、会則その他これらに類するもの</u></p> <p>イ <u>役員名簿及び会員名簿</u></p> <p>ウ <u>事業計画書及び事業報告書</u></p> <p>エ <u>予算書及び決算書</u></p> <p>2 前項第2号に掲げる書類は、各年度の次条第1項の規定による最初の優先使用の申請をする前に委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要がないと</p>	<p>(優先使用対象団体)</p> <p>第5条 優先使用の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1) 委員会が別に定める手続により、社会教育関係団体として委員会に登録している団体</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、年度ごとに次に掲げる書類を委員会に提出した団体</p> <p>ア 規約、会則その他これらに類するもの</p> <p>イ 役員名簿及び会員名簿</p> <p>ウ 事業計画書及び事業報告書</p> <p>エ 予算書及び決算書</p> <p>2 前項第2号に掲げる書類は、各年度の次条第1項の規定による最初の優先使用の申請をする前に委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要がないと</p>

改正後	改正前
認めるときは、その一部を省略することができる。	
3 第1項第2号の規定により、委員会に提出した書類に変更があったときは、速やかに変更後の書類を委員会に提出するものとする。	
(優先使用の申請)	(優先使用の申請)
第6条 優先使用の許可を受けようとする前条第1項各号に掲げる団体の代表者（以下「申請者」という。）は、門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。	第5条 優先使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
2～3 略	2～3 略
第7条 略	第6条 略
第8条 略	第7条 略
第9条 略	第8条 略
第10条 略	第9条 略
第11条 略	第10条 略
第12条 略	第11条 略
第13条 略	第12条 略
様式第1号（ <u>第6条</u> 関係） 略	様式第1号（ <u>第5条</u> 関係） 略
様式第2号（ <u>第8条</u> 関係） 略	様式第2号（ <u>第7条</u> 関係） 略
様式第3号（ <u>第9条</u> 関係） 略	様式第3号（ <u>第8条</u> 関係） 略
様式第4号（ <u>第10条</u> 関係） 略	様式第4号（ <u>第9条</u> 関係） 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	平成28年度補正予算（補助執行分）について
2	平成28年度末・29年度当初における教職員人事異動の概要について
3	門真市教育委員会障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定について
4	「みんなでつくる門真の第九 2017」の結果について
5	「第6回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
6	市立文化会館ふれあいまつりの結果について
7	市立公民館まつりの結果について

